

法人設立・設置・異動届出書

年 月 日 十和田市長 様 次のとおり提出します。	法人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	※管理番号	
	(フリガナ)	トワダ		
	法人名	十和田株式会社		
	本店所在地	〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号 電話(0176 - 23 - 5111)		
	(フリガナ)	トワダ タロウ		
	代表者氏名	代表取締役 十和田 太郎		十和田代 表取締役 之印 印

【設立・設置】

設立・設置年月日	〇年 〇月 〇日	資本金等の額	60,000千円	十和田市分の 従業員数	7名
事業年度	第1期	〇月 〇日 ~ 〇月 〇日	右記の該当する番号に〇印をして下さい。	① 本社、支店等が十和田市内だけにある。 2. 本社は市内で、支店が市外にもある。 3. 本社が市外にある。	
	通常期	〇月 〇日 ~ 〇月 〇日			
(事業の目的) 印作業他					
十和田市内の 事務所事業所等	名称	本店			
	所在地	十和田市西十二番町6番1号 電話(- -)			
本社(店)以外で申告 事務を行う場合 (連絡先)	名称				
	所在地	〒 - 電話(- -)			

【異動・解散等】

異動事項	1. 名称(商号)	2. 所在地	3. 代表者	4. 資本金等の金額
	5. 決算期(事業年度)	6. 組織変更	7. 十和田市内の事務所等の異動・廃止	
	8. 休業・再開	9. その他()		
異動前		異動後		異動年月日
				年 月 日
※ 十和田市内の事務所等廃止の場合、その他の支店が十和田市内に (存続する ・ 存続しない)				
解散	氏名 清算人の住所 電話(- -)			
合併	法人名 被合併法人の所在地			
添付書類	1. 定款、規則または規約、これらに準ずるものの写し。 2. 登記事項証明書の写し。 3. 登記を要しない事項にあっては、議事録等異動または変更の事実を証明できる書類の写し。 4. 他県本店の法人で申告期限の延長の処分(承認)を受けている場合は、本店所在地の知事に提出した届出書(申請書)の写し。			
関与税理士 電話(- -)				

様式名	法人設立・設置・異動届出書
記入要領	<ul style="list-style-type: none"> ・ 十和田市内に法人の設立、新たに事務所等の設置があった場合、又は、届け出ている法人内容に異動があった場合はこの届け出が必要です。 ※提出期限は、異動が生じた日から2ヶ月以内です。ただし、申告等に関する場合（設立・設置・廃止等）はその申告書の提出日までとなります。 ・ 届出書には、法人の「本店所在地」「法人名」「代表者氏名」を記入し、代表者印を押印してください。 ・ 【設立・設置】欄は、次の場合に記入してください。 <ul style="list-style-type: none"> ①十和田市内に新しく法人を設立した場合 ②十和田市内に新しく事業所等を設置した場合 ・ 【異動・解散等】欄は、既に十和田市内に事務所を開設している法人で、届け出内容に異動のあった場合に、その異動内容を記入してください。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届け出の際には内容によって添付書類が必要な場合もあります。 詳しくは、法人市民税のページで紹介していますので参考として下さい。

お問い合わせ先
企画財政部 税務課 市民税係 電話 0176-51-6766